

平成27年度第1回向日市総合教育会議会議録

日 時：平成27年8月26日（水）

午前10時30分から午前11時45分まで

場 所：向日市文化資料館 研修室

出席者：安田市長、永野教育長、前田教育長職務代理者、雨宮教育委員
白幡教育委員、松本教育委員

事務局：今西市長公室長、長谷川企画調整課長

野田教育部長、渡辺教育部次長 兼 文化財調査事務所長

玉城教育部次長 兼 文化資料館長

清水教育部次長 兼 生涯学習課長

浦元教育総務課長、吉田学校教育課長

奥村学校教育課担当課長、小畑学校教育課担当課長

麻野教育総務課係長、三由教育総務課主査

野田教育部長：

総合教育会議開会の前に、傍聴に関してお諮りしたいと思います。

本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4第6項により、原則公開となります。

現時点では傍聴希望者が来られていませんが、会議の途中で傍聴希望者が来られた場合、会場にお入りいただくこととさせていただきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

なお、会議の傍聴要領は次第の5番目「向日市総合教育会議の運営について」のところでお諮りしたいと思います。

出席者一同：

異議なし

野田教育部長：

ただいまから第1回の向日市総合教育会議を開催します。

（配布資料の確認）

開会にあたり、会議の主宰者である安田市長からご挨拶申し上げます。

安田市長：

本日は第1回総合教育会議を開催いたしましたところ、教育委員の先生方にはお忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。平素は、本市の教育行政に格別のご理解とご尽力を賜っていることに改めて御礼を申し上げたいと思います。

皆様ご承知のとおり、本年4月1日から、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ること等を目的とした、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、新たな教育委員会制度がスタートしたところでございます。

また、本市ではこの7月1日から新たに永野教育長をお迎えし、同時に教育長と教育委員長が一本化された新体制のもと、本日第1回目の総合教育会議を開催することとなりました。

これからは、教育委員長と教育長が一本化されたことで責任の所在が明確化されますが、その責任を総合教育会議に参加することによって、市長部局も責任の一端を担っていくものだと思っております。向日市がどのような教育を進めていって子どもたちをどう育てていくのか教育委員の皆様方と行政とが一体となって話し合っていきたいと思っております。これからいろんなご意見をいただきながら、進めていきたいと考えておりますのでどうかよろしく願いいたします。

野田教育部長：

続きまして、教育長からご挨拶申し上げます。

永野教育長：

教育委員会を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

安田市長におかれましては、本日は新しい教育委員会制度の下での第1回総合教育会議を開催いただき、誠にありがとうございます。

さきほど安田市長のご挨拶にありましたように、新しい教育委員会制度の趣旨の1つは、教育長と委員長の一本化により責任の所在を明確にするということにあります。私も7月1日に教育長を拝命し、職責の重みを身に染みて感じております。皆様のご指導をいただいて職責を全うしてまいりたいと思っております。また、新しい制度のもう1つの趣旨として、教育委員会と市長との連携強化を図るということで、教育行政について市長も教育委員会と連携・調整を図り、自ら責任の一端を担うというご発言を

いただき非常に心強い思いであります。

教育委員会では、これまでから活発な意見交換を行い、審議を尽くし、毎年度、学校教育、社会教育の指導の重点を定め、自立と共生、人権尊重をキーワードに、市民の信託と期待に応える教育の推進に努めてきたところであります。今後は、さらにこの総合教育会議の設置を契機に、市長ともしっかりと協議、調整させていただき、教育政策の方向性を共有し、一致して施策を推進していくことで、本市教育の一層の充実につなげてまいりたいと考えております。

安田市長は、「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」をはじめとする3つの柱を掲げ、新たに本市が目指すべき方向性を示した最上位計画として、「向日市ふるさと創生計画」の策定に着手されました。

このふるさと創生計画の策定は、本市における今後の教育のあり方に大きく関わってまいるかと存じます。教育委員会としても、しっかりと議論し、総合教育会議の場なども含め、意見を述べさせていただければと考えております。

本日は、初めての総合教育会議ということで、意見交換の時間も予定されており、教育委員会として各委員からも忌憚のない意見を述べさせていただくことになるかと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

野田教育部長：

次に、教育委員の方々をご紹介します。

（各委員紹介）

続きまして事務局職員をご紹介します。

（事務局職員紹介）

それでは、議題の1番目「向日市総合教育会議の運営について」ですが、教育委員会制度改正の概要と総合教育会議について、事務局からご説明させていただきます。

浦元教育総務課長：

事務局からまず1点目、教育委員会制度改正について、説明させていただきます。資料1をご覧ください。

この4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、教育委員会制度が改正されたところで

す。

制度改正の趣旨は、表紙の中央に記載されておりますとおり、「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化などとされております。

改正の主なポイントが4つ挙げられております。

ポイントの1つ目は、責任体制を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を置き、首長が議会の同意を得て、直接任命を行うというものであります。

教育長の任期は3年、教育委員は4年です。

本市では、法の経過措置によりまして、4月以降もこれまでどおり教育委員会の代表者である「教育委員長」と、事務執行の責任者である「教育長」が存在したところですが、この7月1日、永野教育長の就任によりまして、新制度に基づく教育長となったところでございます。

ポイントの2つ目は、「教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化」でございます。

教育長の権限が大きくなったことから、教育委員によるチェック機能強化のため、教育委員からの会議の招集の請求や、教育長が委任された事務の管理・執行状況の報告義務、また、会議の透明化のため、議事録の公表などについて規定されました。

ポイントの3つ目ですが、「すべての地方公共団体に『総合教育会議』の設置を義務づけたことでございます。

「総合教育会議」は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議、調整の場であり、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など、重要な権限を有している首長と、教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るものであり、首長が設置し、招集するものでございます。

ポイントの4つ目ですが、「教育に関する『大綱』を首長が策定」することです。

「大綱」とは、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、総合教育会議において、協議・調整する事項の1つとなっております。

以上が、この4月からの教育委員会制度改正の概要でございます。

続きまして、総合教育会議についてご説明申し上げます。資料2をご覧ください。

ください。

この資料は、法改正に伴い国から発出された通知文書の「総合教育会議」部分を抜粋・要約したものでございます。

総合教育会議設置の趣旨は、前段にありますとおり、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る、とされております。

(1)「会議の位置付けと構成員」の でございますが、総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であること。

として、地方公共団体の長及び教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行すること。

として、総合教育会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会であり、教育委員会からは、教育長及びすべての委員が出席することを基本とするとあります。しかしながら、緊急の場合には、地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能とされています。

次に、(2)「会議における協議事項、協議・調整事項」の 総合教育会議は、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項のすべてを総合教育会議で協議・調整するという趣旨ではない、とされております。

また、 において、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではなく、さらには、

において、総合教育会議に諮るかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断すべきものであり、日常の学校運営に関する些細なことまで総合教育会議において協議・調整するものではないとされております。

次に、(3)においては、会議における協議事項などの具体的な例が示されております。

として、施設や教育条件整備など、予算の編成・執行や条例の提案に関わる事項。

として、幼稚園や保育所における幼児教育・保育のあり方やその連携、あるいは、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、市長部局と教育委員会の事務との連携が必要な事項。

いじめによって児童、生徒等の生命、身体に現に被害が生じた、又は生ずるおそれがあると見込まれる場合の対応や通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合の対応。

災害発生によって校舎倒壊など、児童、生徒等の生命、身体に関わるような緊急事態に対応する必要があるような場合など、総合教育会議における協議事項が例示されています。

(4)においては、「協議・調整した結果の尊重義務」について記載されており、総合教育会議において地方公共団体の長及び教育委員会が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければならないこと。

(5)会議の公開と議事録の作成及び公表の において、総合教育会議は原則として公開することとし、非公開とする場合は、例えば、関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、予算に関わることで具体的な補助金の額等、意思決定の前に情報を公開することが不適切である場合とされております。

において、小規模な自治体の事務負担を考慮して、議事録の作成と公表につきましては、努力義務にとどめられていますが、原則として、議事録の作成とホームページ等でのその公表については強く求められる、とされています。

(6)「その他」ですが、「会議の招集」についてでございますが、総合教育会議は、地方公共団体の長が招集するものであるが、政策実現に予算等が関係する場合で、特に必要な場合は、教育委員会の側から総合教育会議の招集を求めることも可能であること。

「会議の事務局」では、総合教育会議の運営に係る事務については、市長部局で行うことが原則であるが、実情に応じて、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させることが可能であることとされております。

なお、本市では、「市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程」の一部改正により、教育長の専決により処理する事務の1つに、会議の招集に関するものを除き、総合教育会議に関するものが規定されました。

また、これを受けて、「向日市教育委員会事務局組織規則」の一部改正によって、補助執行に関する規程の改正と同様に、教育総務課の事務分掌に、会議の招集に関するものを除き、総合教育会議に関すること、を加えることについて、去る8月20日の教育委員会会議でご承認いただいたところでございます。

次に、「総合教育会議における意見聴取者」の項目ですが、総合教育

会議において、関係者あるいは学識経験者から意見を聞くことができるとされておりす。

また、「会議の具体的運営」の項目では、総合教育会議の運営に必要な事項は、地方公共団体の長と教育委員会双方の合意をもって決定されるものであること。

そして、「議会に対する説明」では、総合教育会議における協議の結果や大綱について、民意を代表する議会に対する説明を通じ、住民への説明責任や議会によるチェック機能が果たされることは重要であるとされているところでございます。

以上、事務局から総合教育会議についてご説明申し上げました。

野田教育部長：

教育委員会制度の改正と総合教育会議についての事務局の説明がありましたが、何かご質問はございませんか。

ないようですので次に進みたいと思います。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

なお、本会議の運営要綱案につきましてご承認をいただくまでの間、私が議事を進めさせていただきます。

では、議題の1「向日市総合教育会議の運営について」でございます。

「向日市総合教育会議運営要綱（案）」及び「傍聴要領（案）」について、事務局から説明をお願いいたします。

浦元教育総務課長：

それでは、向日市総合教育会議運営要綱（案）についてご説明申し上げます。資料3をご覧ください。

まず、第1条におきましては、要綱の趣旨を定めております。

先ほどの資料2の3ページに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の総合教育会議に係る部分を記載しております。

この法律の第1条の4第7項においては、議事録の作成と公表について、また、第9項においては、総合教育会議の運営について必要な事項を総合教育会議が定める、と規定されていることから、この要綱を定めるということを第1条の趣旨に定めております。

次に、第2条におきましては、会議を招集する際には日時、場所及び議題について、あらかじめ教育委員会に通知すること、また、緊急時などを除いて、市長及び教育長、そして教育委員の皆様のご半数が出席すること

を原則とすること、主宰者である市長が議長となることをうたっております。

第3条につきましては、法律の第1条の4第6項ただし書の規定、つまり、個人の秘密を保つ必要がある場合や会議の公正が害されるおそれがあると認められる場合などを除き、会議を公開するものと規定しております。

また第2項において、傍聴に関する事項は別に定めるとしており、これにつきましては後ほど傍聴要領の案をお示しいたします。

また、第4条については、会議録に記載する内容の規定、最後に第5条につきましては、この要綱の規定するもの以外に定める必要が生じた場合は、市長が会議に諮って定めると規定いたしております。

なお、施行日につきましては、本日のこの会議において、皆様のご承認をいただけたら、8月26日付けとなります。

引き続きまして、向日市総合教育会議傍聴要領（案）についてご説明申し上げます。資料4をご覧ください。

第1条において、この要領の趣旨を定めており、先ほどご説明申し上げました、向日市総合教育会議運営要綱の第3条第2項の規定を受けて、定めるものでございます。

第2条では、傍聴者の人数を原則として10名とし、会場の状況に応じてこれを増減すること。

第3条では、傍聴を希望される方は、会議開会10分前までに、手続きを済ませていただき、傍聴券をお渡しすること。

第4条及び第5条につきましては、傍聴される方に守っていただく事項等について規定。

第6条では、会議の秩序維持のために必要な場合は、傍聴者に退席いただくことがあること。

第7条においては、この要領に規定する事項以外に定める必要が生じた場合は、市長が会議に諮って定めると規定いたしております。

以上でございます。

野田教育部長：

ただいま事務局から会議の運営要綱（案）と傍聴要領（案）について説明がありました。

ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

雨宮教育委員：

傍聴の定員は原則10名ということですが、定員を超えた場合、先着順ということでしょうか。

浦元教育総務課長：

抽選を行うことを考えております。

野田教育部長：

他にございますでしょうか。

安田市長：

会場の都合によって傍聴定員が減ることはありますか。

野田教育部長：

できるだけ広い会場で行いたいと考えております。

白幡教育委員：

会議録の公表に関してですが、発言者の名前を公表するのでしょうか。
発言の内容に関して、一言一句を公表するのか、要約したものを公表するのでしょうか。

野田教育部長：

発言者の名前については公表したいと考えております。発言の内容に関しては、内容を変えない程度に要約したいと考えております。

野田教育部長：

他にご質問等はないようですので、それでは皆様、向日市総合教育会議運営要綱（案）及び向日市総合教育会議傍聴要領（案）につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

出席者一同：

異議なし。

野田教育部長：

それでは、ご承認いただきましたので、それぞれの資料の（案）の削除

をお願いいたします。

これ以降は、運営要綱に従って、この会議を進めてまいりますので、要綱第2条第3項に基づきまして、議長である市長に議事進行をお願いいたします。

安田市長：

それでは、要綱に基づきまして議長を務めさせていただきますので、会議の進行につきましてご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

議題の2番目「大綱の策定について」に移りたいと思います。

はじめに、事務局から大綱について説明をお願いします。

浦元教育総務課長：

大綱について、ご説明申し上げます。資料5をご覧ください。

この資料は、法改正に伴って国から発出された通知文書の「大綱」部分を抜粋・要約したものでございます。

大綱を策定する趣旨につきましては、この資料の前段にございます。

地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有していること、また、教育行政においては福祉や地域振興などの分野と密接な連携が必要となっていること。そして、これらを踏まえ、大綱の策定によって、地域住民の意向のより一層の反映と自治体における教育、学術、文化の振興などの施策の総合的な推進を図ることとされています。

(1)「大綱の定義」でございますが、において、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。

大綱は、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めるとされていること、とされています。

(2)「大綱の記載事項」ですが、主として、学校の耐震化や統廃合、総合的な放課後対策、幼児教育・保育の充実、などと例示がされております。

(3)「地方教育振興基本計画その他の計画との関係」ですが、地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、総合教育会議において、当該計画

をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない、と規定されております。

以上、大綱についてのご説明をさせていただきました。

安田市長：

事務局から大綱についての説明がありましたが、「大綱は、教育・学術・文化の振興に関する総合的な施策について、目標や施策の根本となる方針を定めるものである」ということです。また、「市が、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合、この会議において大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はない」とのことですが、教育長、本市の状況についてご説明願えますか。

永野教育長：

本市では、第5次向日市総合計画の教育に係る部分を、教育振興基本計画としております。このことを踏まえて、お手元にあります「向日市の教育」を毎年教育委員会において十分審議したうえで策定しております。学校教育の分野では、「学力の向上と個性を伸ばす教育の推進」をはじめ5つの柱を、また、社会教育においては「生涯学習社会の実現」をはじめとする4つの柱を掲げ、様々な事業に取り組んでいるところであります。

安田市長：

その総合計画ですが、これに代わる計画として、現在、「向日市ふるさと創生計画」の策定に取りかかっているところでございます。この計画は本市の最上位計画として来年3月に策定する予定で、時代や環境の変化に対応できるよう毎年見直しを行うことを考えております。従いまして、この計画との整合性を十分に図り、また、教育委員会とも十分に議論しながら、「向日市ふるさと創生計画」と並行して大綱を策定してまいりたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

永野教育長：

市長から説明のとおり、市の最上位計画ということなので、それを踏まえて大綱を作らなければならないと思います。向日市ふるさと創生計画の中の基本的な方針に着目して大綱を作成していかなければと考えております。

安田市長：

国や京都府の計画を参酌するという制約はありますが、向日市の独自色を出して、教育委員の皆様と協議しながら、「向日市ふるさと創生計画」と並行して大綱を策定してまいりたいと考えております。

それでは、議題の3番目の意見交換に入らせていただきたいと思いますが、この際ですので、どうぞ忌憚のないご意見をよろしく願います。

白幡教育委員：

先日の向日市ふるさと創生計画策定委員会で、桂川イオンに来る方の一部を観光で向日市に呼び込むという意見が出ていました。私が思うには、文化資料館で扱っている内容は、長岡京の古墳や史跡等の学術的な内容で平城京等と比べるとみんなの良く知っているものではないと思います。それを観光に結びつけるには、文化資料館だけでは難しいと思います。もっと市全体で取り組むべきではないでしょうか。観光で人を集めようと思うならば、もっと情報を発信する観光専門部署が必要であり、文化資料館と協力するという体制にするべきではないでしょうか。

安田市長：

来年度から、歴史まちづくりに関する主管課を作りたいと考えています。観光に関してメニューがないので、乙訓全体での市町村をまたぐ支援をしてもらえるように京都府に働きかけていくことも視野に入れていきます。歴史的資産があるということだけでは、人は来てくれません。たくさんの人に来てもらえるように、人が求めていることを一から考えて発信していく部署を作りたいと考えています。

前田教育長職務代理者：

観光等の情報を集約する部署は必要だと思います。私は競輪場跡地の利用方法がポイントだと考えています。

安田市長：

競輪場は毎年、若干の黒字を出しているのですが、事業は今後も継続されることも想定されるので今後の動向に注視していきたいと考えています。

前田教育長職務代理者：

全体のことを考えて、廃止された場合の使い道等も考えていただきたいです。

安田市長：

廃止が決定された場合には、税収の確保に関する面も含めて検討していきたいと考えています。

雨宮教育委員：

向日市だけでなく、乙訓全体のPRをしていくべきではないでしょうか。「英語の通じるまち、向日市」を将来的には目指して欲しいと思います。向日市で素晴らしい英語教育のモデルケースを作れば、視察などのために全国から人が集まり、これを観光につなげていければと思います。そのきっかけとして、英語教育を進めて欲しいと思います。

安田市長：

SNSを活用して、かぐやの夕べなど行事の情報を発信していくことを考えています。子どもたちも英語の重要性は理解しているはずなので、子どもが英語を学ぶことのきっかけ作りに取り組んでいきたいと考えています。

松本教育委員：

向日市には歴史的資産はあるがPR不足ではないでしょうか。ふるさとの歴史を自慢できるように、市民みんなが最低限の向日市の歴史に関する知識を持てるようにして欲しいと思います。

また、幼児教育と小学校との連携が大事だと感じていますので、市長部局と教育委員会とが連携して、市全体で取り組んでいただきたいです。

安田市長：

子どもたちは向日市の歴史に詳しいが、大人の歴史認識と市職員の歴史認識を高められるように、全市で観光意識を高めていきたいと思っております。

幼小連携については、継ぎ目のない教育が大事であるので、教育委員会まかせではなく、市長部局と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

前田教育長職務代理人：

子どもだけでなく、大人も学習できるような施設があれば、英語教育も進むのではないかと考えています。

安田市長：

これからの公共施設のあり方について、既存施設の活用方法等を検討する中で考えていきたいと思っています。

前田教育長職務代理人：

竹の径等の観光ルートを考えるうえで、京都市とも連携して考えた方がよいのではないのでしょうか。

安田市長：

トイレや物産販売の拠点等も含めて考えていきたいと思っています。

前田教育長職務代理人：

学校のトイレ改修については、どう考えておられますか。

安田市長：

トイレ改修にあたっては、コスト面と、補助金の活用を考えなければなりません。補助金がなければ改修しないという訳ではなく、子どもたちのためにやらなければならないことはやりたいと考えています。華美なものはありませんが、必要最低限のことはやりたいと考えています。

前田教育長職務代理人：

中学校給食についてですが、小学校では給食を好まない子どもたちが中にはいると思いますので、もっと給食を楽しんで食べられるように工夫していただきたいです。

安田市長：

保護者の方や子どもたちのニーズを汲めるように、アンケート内容を考えていきたいと思っています。

永野教育長：

就任後、向日市の全小中学校を訪問して、地域の皆様が子どもたちに熱い思いを持って学校を支援していただいていることを実感しており、非常に心強く感じています。子どもたちが地域の大人の方と、顔と名前が分かる関係が築けていることが、非常に大きな財産であると思います。教育に関わる人が、向日市の子どもたちを育てる方向性の共通認識を持てるように、思いをまとめていけたらと考えております。

安田市長：

向日市は地域で学校を支えようという気持ちが強いので非常にありがたく感じております。

いろいろとご意見をいただき、ありがとうございました。時間の都合もありますので、意見交換につきましてはこのあたりまでとさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、大綱の策定につきましては、教育委員会とも連携を密にしながら十分に議論をさせていただきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、今後も引き続きご協力をいただきますようお願いいたします。

永野教育長：

向日市においても、時代の変化を見据えた対応をしていかなければならないと考えております。向日市の学校教育、社会教育現場の実情を踏まえて、教育委員会の中で議論を深めて施策につなげていきたいと考えております。

これからも総合教育会議を通じて、市長部局から見た視点、教育委員会から見た視点で、向日市が進む教育の方向性を共有していきたいと考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

安田市長：

次回以降の総合教育会議におきましては、向日市ふるさと創生計画の策定状況なども踏まえて、大綱策定についても協議をしていきたいと考えております。開催日時等につきましては、改めてお知らせいたします。

以上で第1回の総合教育会議は終了いたします。

閉会